

議案第75号

和解をし、損害賠償の額を定めることについて

次のとおり東京弁護士会紛争解決センター令和4年（あ・仲）第10号事件に関し和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 申立人

北本市立の小学校の元児童

2 和解案

- (1) 市は、申立人に対し、本件の解決金として177万1,000円の支払義務があることを認め、令和5年1月20日限り、申立人が指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込費用は、市の負担とする。
- (2) 申立人は、本件に関し、市に対するその余の民事上の請求を放棄するとともに、民事上、刑事上、行政上等の責任追及を行わないことを約束する。
- (3) 申立人及び市は、本和解をもって本件を解決とし、本和解条項に定めるほか、申立人と市との間において本件に関し何らの債権債務も存しないことを相互に確認する。
- (4) 本件に関する申立手数料、期日手数料及び成立手数料は各自の負担とする。

令和4年11月29日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

和解案に至る経過

申立人は、令和元年9月2日に北本市立の小学校へ転入したところ、同月末頃から同級生によるいじめを受け、同年11月頃からこれを理由とし、登校することができなくなった。

市は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定によりその状況をいじめ重大事態として認定し、令和2年1月に北本市いじめ防止対策推進条例第19条の規定により北本市いじめ問題調査委員会を設置した。

北本市いじめ問題調査委員会は、その調査の結果、令和3年1月に申立人に係るいじめの事実を認定した。

また、北本市いじめ問題調査委員会は、申立人らからの追加調査依頼を受けて、令和3年5月から追加調査を実施し、令和4年1月に申立人の身体症状について、いじめと因果関係があることを認定した。

申立人は、市を相手方として、令和4年5月に東京弁護士会紛争解決センターに対し、あっせんに関する申立てを行った。

令和4年7月28日及び同年9月20日のあっせん期日を経て、同年10月21日に東京弁護士会紛争解決センターから和解の案が示されたものである。